

環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。

民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。

新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。

基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

上記の考え方及びこれまでの検討経緯等を踏まえ、環境配慮契約として契約類型、契約方式、内容、手続等を検討する。

（2）提案募集の実施

契約類型の追加、修正等の参考とするため、6月5日から7月4日までの1ヶ月間にわたり、民間事業者等を対象に広く提案募集を行ったところ、契約類型の追加等に係る提案はなかったが、後述する3（3）の法の施行状況等の検討に当たっての課題に関する提案が寄せられた。

（3）検討の進め方

検討に当たっては、昨年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針及びその解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした有識者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準、解説資料等について検討を行うこととする。

また、検討会の下に契約類型ごとの有識者、関連団体・関係事業者等が参加する専門委員会（昨年度までのワーキンググループ）を設置し、基本方針等の追加・見直し

に係る検討を行い、検討会にとりまとめ結果を報告することとする。本年度は、以下の3つの専門委員会を設置するものとする。

- 電力専門委員会 座長：山地委員
- 廃棄物専門委員会 座長：田中委員
- 法附則第2項に基づく専門委員会¹ 座長：鈴木委員

なお、検討に当たっては、(2)の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、併せて、各府省庁等の調達担当者と十分に調整を行う。

2. 契約類型の追加・見直し

(1) 電気の供給を受ける契約

電力専門委員会は、これまでの電力ワーキンググループを引き継ぎ設置する。

現行の電気の供給を受ける契約については、電気事業者の前年度の二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況(未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況)による裾切り方式を基本的事項として基本方針に位置づけているところである。また、裾切り方式の具体的運用に当たっては、前記～の要素を点数化により評価し、一定の点数を上回る事業者であって、かつ、前年度RPS法²第8条第1項の勧告を受けていない事業者に入札参加資格を与えることとしていたところであるが、平成23年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、本年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、またRPS法については廃止(附則第11条)することが定められている。このため、平成25年度以降の電気の供給を受ける契約における裾切り方式契約のあり方に係る具体的な対応(裾切り方式に採用している電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組(未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況)の見直し等)について、現在の実態を踏まえつつ検討を実施する必要がある³。さらに、これまで放射性物質による環境汚染の防止のための措置については、環境法体系においては適用除外とされていたが、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置が行えることを明確に位置付けるため、環境基本法等における適用除外規定を削除する改正が盛り込まれた原子力規制委員会設置法(平成24年法律47号)⁴が第180回国会において成立した。これに伴い、今後、環境配慮契約法におい

¹ 略称「5年目専門委員会」

² 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)

³ 現在、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において、新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた議論が行なわれているところである。環境配慮契約法第13条第2項の規定により、「エネルギー基本計画に基づく施策と調和を確保する」とこととされており、審議内容(及び審議結果)を注視する。

⁴ 同法第51条において、環境基本法の一部改正がなされており、環境基本法第13条の「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。」という規定が削除された。

ても、原子力発電による放射性廃棄物等の排出に対する評価について、他の個別法における検討状況を踏まえ、適切な対応を図る必要があるものと考えられる。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

検討経緯等

昨年度の廃棄物ワーキンググループにおいては、「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」がとりまとめられ、また、その中で契約方式として総合評価落札方式の除算方式を採用することが適当であるとされ、本年度は具体的な評価項目、評価基準、配点ウエイト等について引き続き検討を行うこととしていた。

一方、国の機関が総合評価落札方式に基づく契約を実施する場合は、財務大臣との協議が必要⁵となることから、産業廃棄物の処理に係る契約の適用拡大を図るために、包括協議の調整を財務省と進めてきたところ、現状では、具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難との結論に至り、新たな契約方式の検討が必要となった。

裾切り方式の採用

上記の経緯から、本検討会に先立ち、本年度の廃棄物専門委員会の準備会合を去る6月28日に開催し、新たな契約方式として、現行の基本方針の契約類型では「電気の供給を受ける契約」や「船舶の調達に係る契約」のうち小型船舶において採用されている入札参加資格を満足する申込者の中から価格に基づき落札者を決定する裾切り方式を採用することが次善策として適当であるとされた。

また、裾切り方式の採用に伴い「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」が下記のとおり、新たにとりまとめられた。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式(以下「裾切り方式」という。)によるものとする。

裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

⁵ 「予算決算及び会計令」第91条第2項

なお、昨年度の廃棄物ワーキンググループにおける検討において、最も適切な契約方式とされた総合評価落札方式については、今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

本年度の検討事項案

産業廃棄物の処理に係る契約の内容について検討を行う必要がある。専門委員会における主な検討事項案は、以下のとおりであり、検討結果については、第2回検討会に報告を行う予定である。

□ 裾切り方式に採用する要素の検討

昨年度の廃棄物ワーキンググループにおいて示された評価項目案(事業者の環境配慮への取組、優良基準への適合状況。下表参照)を基本として裾切り方式に採用する要素を検討する。

表 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目及び評価方法(案)(概要)

	評価項目(案)	評価方法(案)
環境配慮への取組	収集運搬業者	
	環境に配慮した運転・管理	エコドライブ、車両点検の実施状況等により評価
	低燃費・低公害車の導入	低燃費・低公害車の導入割合により評価
	中間処理業者	
	熱回収又は熱利用設備	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
	再資源化率	産業廃棄物の種類ごとの再資源化率により評価
	省エネルギー機器・設備の導入	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
	最終処分業者	
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
	省エネルギー機器・設備の導入	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
	排水の高度処理の取組	排水の高度処理の実施状況により評価
	事業者共通	
環境報告書・環境会計	環境報告書・環境会計の作成・公表により評価	
優良基準への適合状況	認定制度への適合	第三者による認定を受けている場合その信頼性を評価
	優良適性	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001等EMSの認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストへの加入の有無により評価
	財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価

□ 解説資料の作成

新たにとりまとめられた「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（案）」をはじめとした検討結果を踏まえ、国等の機関が産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約を実施する際の参考として使用される基本方針解説資料を作成する。

3. 法の施行状況等の検討

平成 19 年 11 月に施行された環境配慮契約法は、本年 11 月に施行後 5 年が経過する。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。本年度は、平成 25 年度において本格的に実施する予定の検討のための準備段階と位置づけ、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとの環境配慮契約の締結実績及び競争環境に係る状況把握・整理、分析及び課題抽出等を行うものとする。検討に当たっては、各契約類型に関する知見を有する学識経験者、地方公共団体職員等が参画する「法附則第 2 項に基づく専門委員会」（略称「5 年目専門委員会」）を設置し、委員会における議論を踏まえ、検討を進める。法の施行状況等に係る調査内容案は、以下のとおり。

（1）国及び独立行政法人等を対象とした調査

国及び独立行政法人等については、各機関が法 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している⁶。各年度における契約類型ごとの締結実績及びその内容、推移等を整理・分析する。また、これまでの各機関の契約締結実績を勘案し、環境配慮契約の取組に関するヒアリング調査（簡易なアンケート調査の併用も想定）を実施する（詳細については資料 5 - 1 参照）。

なお、ESCO 事業については「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）における見直しに係る指摘⁷を踏まえ、課題の抽出に向けた検討を開始する。

（2）地方公共団体を対象とした調査

環境省において地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施している。地方公共団体における取組状況等の概要については、参考に示し

⁶ 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降について概要がとりまとめられている（環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである）。

⁷ ESCO 事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。

たとおりであり、地方公共団体の規模によって環境配慮契約への取組に大きな差異がみられる状況にある。

これまでのアンケート調査においては、地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握とともに、取り組む上での阻害要因等に関する主に運用面での課題の把握を行っていた。本年度は、従前の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために必要な国に求める措置等（制度面を含む）に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となる調査を実施する（詳細については資料5 - 2参照）。

（3）事業者等を対象とした調査

国及び独立行政法人等及び地方公共団体等を対象とした発注側に対する調査に加え、環境配慮契約法に係る課題の抽出や検討の参考とするため、受注側である民間事業者等を対象とした調査を1（2）に示した提案募集に併せて実施したところ、電気の供給を受ける契約に係る課題について3件の提案があった（提案内容の詳細については資料4参照）。

調査内容は、契約類型ごとの課題（背景、現状、問題点等）、当該課題の解決方策、解決を図る上で障害となる事項（既存の施策・制度）等について意見を募集したところであり、内容を精査の上、必要に応じ、提案者に対する追加調査等を実施し、上記（1）及び（2）の発注側からの課題と併せ、受注側からみた各契約類型の実態や課題等について整理を行う。

4．その他（環境配慮契約の推進に関する事項）

（1）環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析（上記3（1）の再掲）
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

（2）環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
 - 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討（上記3（2）の再掲）
- 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催等
 - 環境配慮契約に係る情報発信
 - 環境配慮契約の国際的な普及